

別記様式第十三（第二十四条関係）（表面）（平28防省令11・旧別記様式第十六繰上・一部改正、令2防省令12・一部改正）

防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の13第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

殿

（給付金管理者）

下記の若年定年退職者に対し若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）が支払われた後において、その者がその在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の13第1項の規定により通知する。

この通知をした給付金管理者は、この通知が到達した日の翌日から起算して6月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の若年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

（若年定年退職者の氏名）
（給付金の受給者の氏名）